



厚生労働省発生食 0701 第 9 号
令和元年 7 月 1 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本 匠



諮問書

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）附則第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 3 項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めること。